平成２８年（フ）第１２１４号
北海道千歳市大和４丁目１番15―Ｂ―206号
道営住宅Ｂ棟
債務者　松浦　　稔
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１５号
北海道千歳市大和４丁目１番15―Ｂ―206号
道営住宅Ｂ棟
債務者　松浦　愛理
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２３０号
札幌市白石区栄通８丁目７番３号　メゾンドディム103号
債務者　佐々木和子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２３４号
札幌市白石区栄通10丁目８番28号　ＮＡＮＧＯ　ＩＳＬＡＮＤ―202号
債務者　小島　麗子（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４４号
札幌市東区北38条東10丁目３番12―405号
債務者　石上　順一
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４５号
札幌市東区北38条東10丁目３番12―405号
債務者　石上　照子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４７号
札幌市東区北36条東１丁目６番１号　ツインハイツＡ棟202号
債務者　西館　正勝
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５１号
札幌市中央区南11条西１丁目２番８号　アウトウパークマンション502号
債務者　久代　孝二
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２６１号
札幌市豊平区平岸４条６丁目４番４―401号
債務者　笹垣　遥香
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５０号
群馬県高崎市上並榎町169番地１　エステート21Ａ101号
債務者　高橋　　俊
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６０号
群馬県高崎市下之城町143番地７
債務者　吉岡　崎子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３５１号
埼玉県所沢市大字久米1528番地の１　サンフラッツ久米202
債務者　吉山　剛史
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３５３号
埼玉県富士見市関沢３丁目38番５号、前住所
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目23番11―101号
債務者　品田明日香
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３５４号
埼玉県富士見市関沢３丁目38番５号、前住所
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目23番11―101号
債務者　品田　貴明
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３７０号
埼玉県川越市大字鯨井新田24番地２（白金荘Ｂ棟９号室）、前住所埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷1344番地１
債務者　内薗　義則
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７１号
愛知県西尾市米津町蔵屋敷20番地１　米津ハイツＡ棟201号室、前住所沖縄県宮古島市上野字新里1127番地　ユニマット寮106号
債務者　泉谷　　潔
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係